

知的財産関連ニュース報道(韓国版)

<2017年11月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎬

11月には、第4次産業革命に対する韓国特許庁の政策の準備に関する記事と、韓国の医薬品許可・特許連携制度に対する批判の声に関する記事を紹介します。

11月2日付電子新聞によると、韓国特許庁は、第4次産業革命の核心技術に関連する基本・核心特許の確保支援を強化し、革新的な成長を主導する。民間中心の知的財産(IP)サービス業の育成に5年間で1万2,000人の雇用を創出し、人工知能(AI)などの第4次産業革命の核心技術を知的財産権として保護するために、IP法・制度を整備する。韓国特許庁は、第4次産業革命分野の技術・意匠について早急に権利を付与する優先審査を実施する。AI・モノのインターネット(IoT)などの関連技術の分類体系を把握し、法令の改正を推進する。今年5つの分野における25の有望な技術サポートを、2022年までに25の分野(累積値)125の有望技術(累積値)に拡大する。韓国特許庁は、将来の新技术に柔軟で効果の高い知的財産権保護と技術環境の変化に伴うIP法・制度の改善を推進する。まず、デジタル環境では、IP保護システムを改善する。特許技術が含まれたソフトウェア(SW)のオンライン流通を明確に保護するために、侵害行為に含ませるなどの法令の改正を推進する。現在は他人の特許技術を無断使用したSWを記録媒体(CDなど)に保存して流通させると特許侵害とみなされるが、同じSWのオンライン流通は侵害かどうか不明確であり、権利保護が適切に行われていない。韓国特許庁は、デジタル・ネットワーク環境で発生する可能性のある新たな特許侵害の種類を確認し、適切な権利保護案を用意して、法令として改正する方針だ。新しい特許侵害の種類としては、海外サーバーから特許侵害のサービスを国内に提供する「国境を越える侵害」をはじめ、一つの特許技術を複数の人が段階的に分けて実施する「複数主体侵害」、特許製品自体ではなく3D印刷ファイルだけを提供する「3Dプリンティング利用侵害」

などを挙げることができる。未来の新技术の保護のためのIP制度も整備する。AIによる発明、3Dプリンティングファイルの保護、ビッグデータの保護・活用など新規IP問題を発掘し、対応するための法・制度を整備する。融合・複合発明・創作物をIPで保護するための政策も用意する。文化・技術が融合・複合されたアイデアや新製品がIPで保護されるように、IP制度活用の総合支援と省庁間の協業システムを用意する。

11月3日付イトゥデイによると、医薬品許可・特許連携制度が本格的に施行されて3年ほど経ったが、本軌道に乗ることができない雰囲気だ。予期せぬ様々な変化要因に対する詳細規定について、政府と製薬業界が交錯した見解の相違を見せている。製薬業界の混乱が続く上にコスト負担も増しており、保健当局の透明性と洗練された制度の運営を求める声が高い。韓米FTA発効で導入された許可・特許連携制度は、ジェネリック医薬品の許可をオリジナル医薬品の特許と連携して行う制度である。オリジナル医薬品の特許問題が解決しない場合、ジェネリック医薬品の許可を与えないという内容を含んでいる。許可・特許連携制度のポイントは、「ジェネリック販売禁止」と「優先販売品目許可」である。

ジェネリック販売禁止とは、特許権者を保護するために、特許訴訟期間中はジェネリックの販売を禁止する措置だ。食品医薬品安全庁は、最初のジェネリック許可申請時の申請の事実を特許権者に通知するときに、特許権者がジェネリックの発売は「特許侵害に該当する」と判断して特許侵害訴訟を提起すると、そのジェネリック販売は9ヶ月間禁止される。優先販売品目許可とは、特許挑戦に成功したジェネリックに付与する恩恵である。一番最初に特許挑戦に勝訴したジェネリックは9ヶ月間、他のジェネリックの進入なしに、その市場にオリジナル医薬品と1対1で競合する恩恵を受ける。

許可・特許連携制度は、段階的な導入手続きを経て、2015年3月15日から本格的に施行された。11月2日、ソウルで開かれた「医薬品許可・特許連携政策フォーラム」では、優先販売品目許可制度に対する製薬業界と専門家による制度改善の要求が殺到した。製薬会社がジェネリックの優先販売品目許可を取得するには、最初に特許訴訟を請求したり勝訴して、一番最初に許可を申請しなければならないという2つの要件を満たす必要がある。許可申請が最も早かったとしても、特許訴訟で競合他社よりも遅く勝訴すると、独占販売権を受ける機会は消える。製薬会社が優先販売品目許可を受けるために熾烈な競争を繰り広げる過程において、予期せぬ多くの変化要因が生じるが、食品医薬品安全庁があいまいな基準を適用し、むしろ混乱を招くという指摘だ。過去2年間、特許訴訟が急増した。食品医薬品安全庁に

よると、2014年から総数2,000件以上の特許審判が請求された。特に、許可・特許連携制度が本格的に施行された2015年には実に1,734件の特許訴訟が行われた。このうち、3月と4月だけで、実に1,563件の特許訴訟が集中した。様々な場合を想定した正確な基準が提示されれば、製薬会社は事前に成功の可能性を把握して、効率的な戦略を立てることができる。不要なコストと時間の無駄を減らすことができるという意味でもある。

製薬会社は、オリジナル医薬品の再審査期間の満了前に許可を申請することができない。もし、ジェネリック社の積極的な特許戦略で再審査期間が終わっていないのにオリジナル医薬品の特許を無効化する場合、既存に登載されていた特許が削除されるので、他の製薬会社も再審査期間満了の翌日に大量にジェネリック許可を申請することができようになる。

《訴訟関係》

- ▲11月6日(現地時間)、AP通信など米メディアは、米連邦最高裁が、アップルとサムスン電子との間の第2次特許侵害損害賠償訴訟において、サムスンが申請した上告審を棄却したと伝えた。これにより下級審判決が確定し、サムスン電子はアップルに1億1,960万ドル(約1,332億ウォン)を損害賠償額として支払うことになった。(7日 朝鮮)
- ▲韓国のチキンフランチャイズ会社であるネネチキンが競合他社のb h cを相手に、特許侵害訴訟を提起した。ネネチキンは、「b h cのプリンクルチキンがネネチキンのスノーウィングチキンの特許権を侵害した」とし、プリンクルチキンの廃棄を求める特許権侵害差止請求訴状をソウル中央地裁に提出した。(7日 聯合)
- ▲サムスンバイオエピスが7月に米国で発売したバイオシミラーである「レンフレキシス(Renflexis)」の特許訴訟問題が解決された。サムスンバイオエピスは11月11日(現地時間)、多国籍製薬会社のヤンセンが米国ニュージャージー州地方裁判所を通じて自社を相手に提起した特許侵害訴訟を自主的に取り下げたと14日明らかにした。(15日 聯合)
- ▲米国国際貿易委員会(ITC)が、SKハイニックスのサーバ用メモリ製品が米国の半導体メーカーであるネットリストの特許権を侵害していないと判定したことが伝えられた。ネットリストは11月14日(現地時間)、ITCの行政法判事がSKハイニックスのメモリ製品であるRD IMMとLRD IMMが自社の特許と関連し、米関税法337条に違反していなかったという予備決定(Initial Determination)をしたと明らかにした。(16日 聯合)
- ▲年間200億ウォン台のブロックバスター骨関節炎天然物新薬「レイラ」の用途特許侵害禁止請求が裁判所によって棄却された。マザーズ製薬によると、これまでPMG製薬がファーストジェネリック発売会社を相手に用途特許に対する侵害禁止請求を進めたが、11月16日付けで裁判所が棄却判決を下した。(17日 薬業)
- ▲韓国特許庁傘下の特許審判院は11月21日、生物浄化技術の専門メーカーであるビージェイシーが昨年4月、現代自動車の「塗装設備悪臭除去のための微生物剤特許」を相手に出した特許無効審判請求において、「(当該)特許を無効にする」という無効審決を下した。(22日 韓国)
- ▲11月21日、業界によると、韓国のLG化学は10月25日、米国ミシガン州東部連邦地方裁判所に、中国のバッテリーメーカーであるアンペレックス・テクノロジー(ATL)が自社の特許3件を侵害したとして訴訟を提起した。(22日 電子)

- ▲1兆ウォンを超す課徴金が賦課されたグローバル通信チップセットメーカーのクアルコムが公正取引委員会の是正命令を不服とし、効力停止を申請したが、大法院にて最終棄却された。(29日 韓経)

《立法》

- ▲ソフトウェア(SW)も特許法で保護するための立法が推進される。韓国政府は、他人の特許を無断で使用したSWをインターネットやクラウドサービスなどのデジタル・ネットワークに流通する行為を「特許侵害」と規定し、処罰することを骨子とする法改正作業を推進する。(7日 デジ)
- ▲韓国特許庁は、未来を準備する知的財産基盤作りに死活をかけている。人工知能(AI)とビッグデータなど未来の新技术により柔軟かつ効果的な知的財産権の保護のためには、現行の法・制度の大々的な手入れが避けられないと判断し、改善策作りに追われている。(9日 イー)
- ▲15日、韓国特許庁によると、特許共済制度の導入のための発明振興法改正案が最近、国会本会議で議決された。特許共済制度は、中小企業の知的財産の費用負担を分散・緩和するためのもので、2019年から施行される予定である。特許共済に加入した中小企業は、毎月少額の共済掛金を納入し、海外出願をしたり特許紛争が発生したりしたときに必要な資金を無利子で貸し付けて活用し、貸付けを受けた資金は一定期間に分割償還する。(15日 聯合)

《行政》

- ▲韓国特許庁は、第4次産業革命の核心技术に関連する基本・核心特許の確保支援を強化し、革新的な成長を主導する。民間中心の知的財産(IP)サービス業の育成に5年間で1万2,000人の雇用を創出し、人工知能(AI)などの第4次産業革命の核心技术を知的財産権として保護するために、IP法・制度を整備する。(2日 電子)
- ▲韓国特許庁によると、2019年から無効審判で特許が取り消されれば、既に支払った特許登録料を全額返すことにした。現在は、特許無効審決が確定した翌年、特許登録料から返却してくれている。(2日 ソ新)
- ▲韓国の文在寅(ムン・ジェイン)政府は、革新的なアイデアを通じて第4次産業革命の先導国家として跳躍するという知的財産戦略を樹立した。特に、大企業などが優越的地位を悪用して中小・ベンチャー企業の特許を強奪した事例が少なくないと判断し、公正な経済を支える知的財産保護権の強化に力を注ぐ計画である。(8日 イー)
- ▲韓国と米国特許庁が去る1日から特許共同審査(CSP)2次試験事業を施行している。11月9日、韓国特許庁によると、CSPは、韓国と米国に同一の発明が出願された時、特許性の判断に必要な先行技術情報を両国審査官が共有し、他の出願より迅速に審査する制度だ。(10日 聯合)
- ▲韓国の人事革新庁と韓国特許庁は、特許審判院10部の審判長に、LG電子特許センターのキム・ジュソプ常務を任用したと11月12日明らかにした。キム審判長は、民間出身初の特許審判長である。(14日 聯合)

《その他》

- ▲医薬品許可・特許連携制度が本格的に施行されて3年ほど経ったが、本軌道に乗ることができない雰囲気だ。予期せぬ様々な変化要因に対する詳細規定について、政府と製薬業界が交錯した見解の相違を見せている。(3日 イト)
- ▲韓米FTAにより、2015年3月15日から韓国内で施行された「医薬品許可・特許連携制度」は、製薬業界の特許戦争の発火点となった。多国籍製薬会社のオリジナル製品の知的財産権を保護するという趣旨から、施行当時、韓国内の製薬業界では懸念が大きかった。その後、韓国内の製薬業界の特許挑戦と対備は一層激しくなった。(9日 デジ)
- ▲LG電子が、「自律走行車」の要素技術の確保に速度を出す。最近2年間、関連特許を大挙出願して事業化の土台を築き、LG電子電装部品(VC)事業の新成長動力にしている。自律走行に限らず、車両用ディスプレイ・ドライバー補助装置・診断装置など関連技術の開発にも拍車をかけながら、自動車

事業の拡大を加速させるペダルを踏んでいる。(21日 電子)

▲韓国のNaver(ネイバー)が保有した特許件数が初めて2,000件を突破したことが分かった。(30日 ソ経)

※媒体の正式名称 (発行社)

朝鮮:朝鮮日報 (朝鮮日報社)、中央:中央日報 (中央日報社)、東亜:東亜日報 (東亜日報社)、京郷:京郷新聞 (京郷新聞社)、ハン:ハンギョレ新聞 (ハンギョレ新聞社)、国民:国民日報 (国民日報社)、韓国:韓国日報 (韓国日報社)、世界:世界日報 (世界日報社)、中部:中部日報 (中部日報社)、ソ新:ソウル新聞 (ソウル新聞社)、ヘラ:コリアヘラルド (ヘラルド社)、毎経:毎日経済新聞 (毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞 (韓国経済新聞社)、ア経:アジア経済新聞 (アジア・メディア・グループ)、ソ経:ソウル経済新聞 (ソウル経済新聞社)、電子:電子新聞 (電子新聞社)、医学:医学新聞 (医学新聞社)、薬業:薬業新聞 (薬業新聞社)、ファ:ファイナンシャルニュース (ファイナンシャルニュース新聞社)、マネ:マネートゥデイ (マネートゥデイ社)、デジ:デジタルタイムス (文化日報社)、聯合:聯合ニュース (聯合ニュース社)、デイ:デイリーバム (デイリーバム社) アジ:アジアトゥデイ (アジアトゥデイ社)、ニュ:ニューシス (ニューシス社)、ニ1:ニュース1 (ニュース1社)、法律:法律新聞 (法律新聞社)、イト:イトゥデイ (イトゥデイ社)、イー:イーデイリー (イーデイリー社)、メディ:メディカルトゥデイ (メディカルトゥデイ社)

フラッシュ

特許庁人事異動

氏 名 新 旧

鳥田 英 昭 (併) 審査第一部品質管理室 審査第一部審査官 (光デバイス)
 (併任の期間は平成30年3月16日まで)

(以上 12月18日付発令)



現代産業選書 知的財産実務シリーズ
FinTech特許入門

～FinTech・ブロックチェーン技術を特許で武装せよ～

河野 英仁(著) A5判 本体価格 2,200円 + 税

FinTechビジネスを成功させるための必読書!

FinTechは「金融」に「技術」を組み合わせたものであり、技術がベースにある以上FinTechアイデア・ビジネスは特許で適切に守るべきものであります。しかし、日本の状況は米国に対して後れを取っていると云わざるを得ない。本書では、FinTech分野における代表的な特許の紹介からはじまり、取得するまでのプロセスや戦略分析手法もわかりやすくまとめております。

特許実務家はもちろん、FinTechビジネスに携わる全ての方が参考になる内容です。

刊行物に関する詳細な情報がご覧になれます
<http://books.chosakai.or.jp/books/index.html>

経済産業調査会 刊行物

検索